

EPR規制

2024年から適用されるリサイクル責任について

2024年4月18日

ご一読ください

2020年環境保護法およびその施行政令である政令08は、拡大生産者責任(EPR)の概念を導入し、廃棄物と包装材の(i)処分および(ii)リサイクルに関する製造者と輸入者の責任を規定しました(詳細は、過去の[ニュースブリーフ](#)を参照ください)。

廃棄物処理責任は、2022年の政令08の施行以降すでに適用されていますが、リサイクル責任は2024年からのロードマップに沿って適用が始まります。本ニュースブリーフは、リサイクル責任の適用について改めてのリマインドとなります。



詳細

- 以下の製品および包装材が、2024年に始まるリサイクル責任の対象となります。

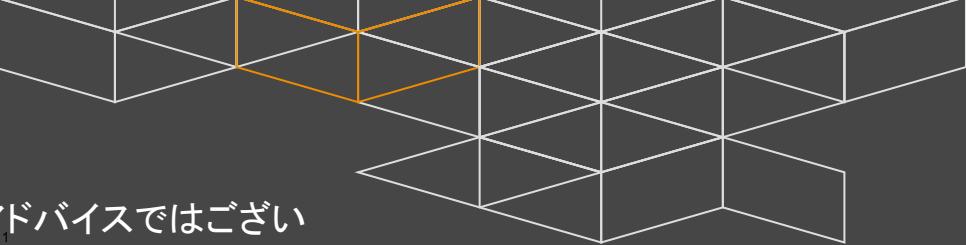
製品・包装材	開始日	リサイクル率 (*)
- 食品、化粧品、医薬品、肥料、飼料、家庭用洗浄剤、獣医薬、セメントに用いられる包装材		10 – 22%
- 充電式電池	2024年1月1日	8 – 12%
- 潤滑油		15%
- タイヤ、インナーチューブ		5%
- 電気・電子機器	2025年1月1日	3 – 15%
- 輸送手段(バイク、車など)	2026年1月1日	0.5 – 1%

(*) リサイクル率は、製品や包装材の種類によって異なり、3年ごとに引き上げられます。

- リサイクル責任は、関連する製品や包装材から生じる年間売上高が300億未満の製造者、および年間輸入額が200億ドン未満の輸入者には適用されません。



- 製造者および輸入者は、これらのリサイクル責任を果たすために、自らリサイクルするかベトナム環境保護基金(VEPF)に財政拠出するかのいずれかを選択適用できます。
- 廃棄される製品や包装材を自らリサイクルする選択をした会社は、2024年度のリサイクル計画を自然資源環境省(MONRE)に2024年3月31日までに提出しなければなりません。
- 財政拠出を選択した会社は、MONREのガイダンスに沿って2024年度の拠出額を申告し、2024年3月31日までにVEPFに提出しなければなりません。



お問い合わせ

本書は、一般的な情報提供のために作成されたものであり、専門的なアドバイスではございません。

詳細については個別にお問い合わせ下さい。



今井 慎平 / Shimpei Imai
ディレクター
+84 90 175 5377
shimpei.imai@pwc.com



小暮 寛之 / Hiroyuki Kogure
シニアマネージャー
+84 32 543 6850
kogure.hiroyuki@pwc.com



塚本 裕之 / Hiroyuki Tsukamoto
マネージャー
+84 76 471 6470
tsukamoto.hiroyuki@pwc.com



www.pwc.com/vn

